明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（内閣府・総務・文部科学三）　一
〔省　令〕
○地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（総務五二）　四
○国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（財務五八）　五
○私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（文部科学二五）　一〇
○介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働九五）　一三
○地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（同九六）　一六
○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（同九七）　二六
〔告　示〕
○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件（文部科学一六〇）　二八
○文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件の一部を改正する件（同一六一）　六六
○介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額等の一部を改正する告示（厚生労働二九一）　六九
○獣医師法第十六条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件の一部を改正する件（農林水産一七五六）　七二
〔官庁報告〕
国家試験
CBTによる平成三十年度ITパスポート試験合格者（経済産業省）　七九
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　八三
裁判所
破産、免責、再生関係　八六
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、弁理士登録、特定計量器型式承認関係　一二五
会社その他
会社決算公告　一二六
一二七

府令・省令

○内閣府
文部科学省令第三号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第二百十号）の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の四、第二十三条の三の五及び第二十三条の三の七の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年七月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
文部科学大臣　林　芳正

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府
地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。
自治省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（月間の高額療養費の決定の請求等）	（月間の高額療養費の決定の請求等）
第百十条の四　［略］	**第百十条の四**　［同上］
2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該書類の添付を省略することができる。	2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該書類の添付を省略することができる。
［一　略］	［一　同上］
二　組合員が令第二十三条の三の四第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号に掲げる者のいずれかに該当する者であるときは、その事実を証明する書類	二　組合員が令第二十三条の三の四第一項第五号又は第三項第三号若しくは第四号に掲げる者のいずれかに該当する者であるときは、その事実を証明する書類
［3　略］	［3　同上］
（特定疾病給付対象療養に係る組合の認定）	（特定疾病給付対象療養に係る組合の認定）
第百十条の四の二　［略］	**第百十条の四の二**　［同上］
2　認定を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）が令第二十三条の三の四第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、前項の申出の際に、	2　認定を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）が令第二十三条の三の四第一項第五号又は第三項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、前項の申出の際に、